

(写)

環自野発第 2108311 号
令和 3 年 8 月 31 日

都道府県鳥獣行政担当部（局）長 殿

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室長

狩猟に伴う事故及び違法捕獲の防止等について（依頼）

狩猟における事故防止、違法捕獲の防止等、狩猟の適正化につきましては、かねてより御尽力いただいているところですが、未だに死亡事故及び違法捕獲が後を絶たないところです。

つきましては、狩猟に伴う事故及び違法捕獲の防止並びに狩猟鳥獣の適正な捕獲等を図るため、下記の事項について、狩猟者団体及び狩猟者への指導、関係市町村、関係行政機関及び関係団体への周知並びに適切な指導取締りの実施等の措置を講じていただくようお願いします。

なお、（一社）大日本猟友会及び（一社）全日本狩猟倶楽部に対しても、別添写しのとおり通知している旨、申し添えます。

記

1. 猟銃等による事故防止について

狩猟等に伴う他損事故としては、昨年度、傷害事故が 19 件（うち銃器による事故が 6 件）発生している。銃器による他損事故の原因は、矢先の確認不足による誤射、転倒等に伴う猟銃の暴発及び銃器の基本的な取扱いの不徹底等であることから、特に、矢先の確認、脱包・点検の励行、銃器の正しい保持及び同行者の行動確認等についての指導を重点的に実施し、事故防止の徹底を期すこと。威力が大きく、射程距離の長いライフル銃等を使用する場合は、矢先の確認、バックストップ（安土）の確保等について、より一層の慎重を期すよう指導すること。

また、銃猟に用いる猟犬による咬みつき、わな猟において捕獲した鳥獣による逆襲により、狩猟者自身や同行者、周辺住民、ペットへの傷害事故も多く発生している。猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や行動把握、個体識別など、猟犬の管理を狩猟者に徹底させるとともに、止めさしや見回り時等における捕獲した鳥獣による逆襲について狩猟者に十分警戒を促すこと。

事故防止対策の徹底・強化に当たっては、都道府県から報告のあった狩猟等に伴う事事故例をまとめた別紙1及び大日本猟友会の協力を得て狩猟等に伴う事故件数・原因等の推移をまとめた別紙2を踏まえるとともに、令和3年3月に公表した「狩猟等事故防止映像～事故につながる分岐点～」を活用するなどされたい。

また、狩猟期間中に指定管理鳥獣捕獲等事業や許可捕獲を実施する区域にあつては、狩猟者等との事故が起きないように、関係機関と十分な調整・連携を図り、当該捕獲の実施区域について狩猟者や周辺住民等への事前周知を徹底するなど、安全の確保を図ること。

なお、狩猟等事故発生速報の報告については、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法について」(平成29年3月31日付け環自野発第1703312号自然環境局野生生物課長通知)VI-4の2のとおり依頼している。

狩猟に限らず、許可に基づく捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業に伴う事故が発生した場合も、その都度、当該通知に掲載している狩猟等事故発生速報を作成し送付しよう、改めてお願いします。

環境省 HP：狩猟等事故防止映像～事故につながる分岐点～

(<https://www.env.go.jp/press/109328.html>)

2. 違法捕獲等の防止について

(1) とらばさみや輪の直径(内径の最大長の直線に直角に交わる内径)が12cm(法第14条に基づき、第二種特定鳥獣に係る特例により緩和している場合は緩和した直径の長さ)を超えるくくりわなを使用する猟法、犬に咬みつかせることのみにより捕獲等をする方法等、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「法」という。)第12条第1項及び第2項に基づき規定する猟法は、鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがあるため禁止又は制限されている。これらの猟法が使用されないよう、指導取締りを徹底すること。

(2) 劇薬や毒薬、大型獣捕獲用の「つり上げ式くくりわな」を使用する猟法等、法第36条に規定する猟法は、人身に対して危険を及ぼすおそれがあるため禁止されている。これら危険な猟法が使用されないよう、指導取締りを徹底すること。

(3) 公道や住居集合地域等における銃猟等の違反が依然として多く確認されている。公共の安全の確保のため、これらの場所における狩猟に伴う銃猟等が行われないよう、指導取締りを徹底すること。

(4) 平成26年法改正により、都道府県等が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業において極めて限定的な条件のもと夜間銃猟を行うことが可能となったが、狩猟においては、引き続き、夜間(日出前・日没後)の銃猟は禁止行為である。このことについて

て、改めて狩猟者に注意を喚起すること。

(5) 網猟及びわな猟に係る狩猟者登録を受けた者が使用する猟具については、法第62条第3項の規定等に基づき、網1張り又はわな1個ごとに、狩猟者登録を受けた者の住所及び氏名等を記載した標識の装着を徹底するよう指導すること。

(6) 鉛製銃弾による鳥類の鉛汚染個体が引き続き確認されていることから、非鉛製銃弾の使用について喚起するとともに、鉛製銃弾の使用を規制している指定猟法禁止区域において、鉛製銃弾が使用されないよう監視し、非鉛製銃弾への切替え等に関する普及啓発を推進すること。また、猛禽類や水鳥の鉛中毒が疑われる事例について、情報収集に努めること。

(7) 箱わなやくくりわな、夜間（夜明け前）における大型捕獲網を用いた捕獲については、狩猟鳥獣以外の鳥獣の錯誤捕獲等がないよう指導を強化するとともに、錯誤捕獲に関する情報収集に努めること。また、持続的な狩猟資源の管理を図るため、法第12条第1項及び第2項に基づく捕獲数量の制限が厳守されるよう、指導取締りを徹底すること。

(8) カワウについては、大規模なカワウのねぐらにおいて安易な銃猟を行うことにより、逃げたカワウによってねぐらが分散し、かえって被害が拡大する可能性があるため、銃猟によりカワウを捕獲等する場合は、地元の地方公共団体及び周辺の内水面漁業関係団体等と十分調整するよう呼びかけること。

(9) 狩猟した鳥獣については、山野に放置することなく、持ち帰るか埋設する等により適切に処理するよう、指導取締りを徹底すること。

(10) 「ジビエ利用拡大に関する協力依頼について」（平成29年4月26日付け環自野発第1704263号自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室長通知）を踏まえ、狩猟者向け情報提供媒体の活用等により、ジビエ利用の促進に向け、更なる措置を講じること。

(11) 「野生鳥獣の捕獲に伴う違法捕獲及び事故の防止等の徹底について」（平成29年5月24日付け自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室長事務連絡）を踏まえ、違法捕獲等の防止等の徹底を図るため、狩猟鳥獣の識別について自己研鑽を促す等、狩猟者団体及び捕獲事業従事者への指導、関係市町村、関係行政機関及び関係団体への周知並びに適切な指導取締りの実施等の措置を講じること。

3. 狩猟者のマナーの向上について

移動時の銃器の不用意な取扱いや農作物のある土地への無断立ち入り等、地域住民に対して不信や反感を与えるおそれのある行為が生じないように、狩猟者のマナーを徹底させること。

4. 鳥獣の捕獲数・異常等の報告について

鳥獣の適正な保護及び管理を図る上で必要な情報を収集する観点から、法第 66 条に基づき、狩猟者に対し、狩猟中に捕獲した鳥獣の種類別の員数等を確実に報告するよう指導すること。

また、鳥獣の大量死等の異常を確認した際には、速やかに都道府県に報告するよう指導すること。

5. 感染症への対応について

マダニや血液等を介する動物由来感染症への感染の予防のため、狩猟者に対し、長袖・長ズボン・手袋の着用や鳥獣の血液や唾液、排泄物に触れないこと等について指導すること。不特定又は多数の者に野生鳥獣肉を供与する場合は、平成 26 年 11 月 14 日付け食安発 1114 第 1 号で厚生労働省医薬食品局食品安全部長より示された「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」（最終更新：令和 3 年 4 月 1 日付け生食発 0401 第 16 号）に従って狩猟等を行う必要があることを周知し、自家消費に伴う処理をする場合であっても当該ガイドラインを参考にして、衛生的に処理が行われるよう指導すること。野生鳥獣の肉は、寄生虫や E 型肝炎ウイルス等の病原体を保有していることを知らずに食してしまうことで、動物由来感染症にかかるという一定のリスクが認められることから、食用に供する際には中心部まで十分に加熱するよう指導すること。なお、中国において鳥インフルエンザ A (H7N9) の人への感染が散発的に確認されている。当該ウイルスの日本での発生や野鳥から人への感染事例は認められていないが、一般的に鳥インフルエンザウイルスは濃厚接触により鳥類から人へ感染する可能性があることから、狩猟者に対し、シーズン前及びシーズン中に必要に応じて発生地点での狩猟の自粛も含めた注意喚起を文書や HP 等で実施し、周知を徹底すること。

厚生労働省 HP：ジビエ（野生鳥獣の肉）はよく加熱して食べましょう

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000032628.html>)

6. 豚熱まん延防止のための野生イノシシ対策について

豚熱に関しては、平成 30 年 9 月の発生以降、野生イノシシでの感染が 25 都府県に拡大しており、引き続き感染拡大防止に向けた野生イノシシ対策を講じる必要がある。捕獲したイノシシ等に付着している豚熱ウイルスが拡散することで、感染が拡大するおそれがあることから、野生イノシシでの感染が確認されている都府県においては、

局長通知「豚熱まん延防止のための野生イノシシ対策の強化について」に基づき、捕獲した個体及び肉、残渣等を感染確認区域外に持ち出さずことがないよう留意し、肉を利用する場合は当該都道府県のルールに従う等、防疫措置を適切かつ確実に実施するとともに、現在感染が確認されていない道府県においても豚熱の感染拡大防止の観点から予防的取組の参考とすること。なお、令和元年 12 月に「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（環境省・農林水産省）」を公表しているため、捕獲作業に従事する場合の参考にされたい。

環境省 HP : CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引きの公表について

(<https://www.env.go.jp/press/107464.html>)

7. キジ・ヤマドリの出合数調査等への協力について

キジ・ヤマドリの全国的な生息状況の傾向把握を目的として毎年ご協力いただいている出合数調査については、平成 29 年 3 月 31 日付け環自野発第 1703312 号自然環境局野生生物課長通知に基づき、引き続き、狩猟者団体等との連携の上、ご協力いただくようお願いする。

8. 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策について

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、狩猟についても、以下のことに注意するよう周知すること。なお、狩猟免許試験の開催にあたっては、令和 3 年 3 月 5 日付け事務連絡「狩猟免許試験等における新型コロナウイルス感染症への対応について」に基づき、対応すること。

- ・地域の感染状況に注意し、感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ・発熱などの風邪症状がある場合には外出を控える。
- ・その他、予防的取組として、厚生労働省が公表する「新しい生活様式」を参考とする。

9. 半減目標達成に向けたより一層の捕獲強化について

平成 25 年に環境省・農林水産省がともに定めた「ニホンジカ、イノシシの個体数を 10 年後（令和 5 年度）までに半減する」という目標の達成及び各種被害の減少に向け、令和 3 年 7 月 7 日付け環自野発第 2107077 号「鳥獣捕獲対策の抜本的強化について（依頼）」において、引き続き一層の捕獲強化について依頼したところ、各都道府県においても農政部局、市町村及び都道府県猟友会等とも連携の上、捕獲強化等にご協力いただくようお願いする。

10. 狩猟鳥獣の見直しについて（シベリアイタチ）

令和3年7月15日に施行された法施行規則の改正により、長崎県対馬市に生息するシベリアイタチ（旧和名：チョウセンイタチ）が希少鳥獣に指定された。長崎県対馬市以外に生息するシベリアイタチについては従前どおり狩猟鳥獣であるが、和名が「チョウセンイタチ」から「シベリアイタチ」に変更となっていることから、改正前と混同することのなきよう周知を徹底すること。

担当：

鳥獣保護管理室 遠矢、安藤

TEL：03-5521-8285

令和2年度 狩猟等に伴う事故の状況(令和3年3月31日時点)

別紙1

No.	日時	場所	狩猟/許可 (指定管理鳥獣捕獲等事業含む)	原因 猟具等	傷害の 程度	加害者			被害者		事故概要
						年齢	経験 年数	実施 隊員	共猟者 /他者 /本人	年齢	
1	R2.4.25	兵庫県 赤穂市	許可 (被害防止)	銃	-	-	-	-	-	-	赤穂市の千種川河川敷において、有害鳥獣駆除活動中に発砲した散弾の一部が、跳弾等の原因で川向こうの民家駐車場に駐車中の軽トラックに当たった可能性がある。(捜査中)
2	R2.5.10	山形県	その他 (猟銃の準入れ れ中)	銃	-	58	-	×	他者	67	手入れをしていた猟銃(ライフル)が暴発し、被害者の右手と腹部に銃弾が当たった。
3	R2.5.11	兵庫県 朝来市	許可 (被害防止)	銃	-	-	-	-	-	-	カワウの捕獲のために、捕獲員3名が散弾銃(ソフトスチール弾使用)を河川敷で、上流の上空に向け、合計4発を発射。その散弾の一部が約240m程度離れた会社の排水処理施設に着弾。(捕獲員3名は着弾の認識なし)
4	R2.9.20	大分県 大分市	許可 (被害防止)	銃	軽傷	77	41	×	共猟者	42	10名で巻き狩りを朝から行っていた。被害者ら数名が、獲物を仕留めたのではないかと思い、持ち場を離れて状況を見に行つたところ、加害者が別のインシシに向けて発砲した散弾が、その持ち場を離れた被害者の臀部及び腰に計2粒当たった。 ※被害者は持ち場を離れることを、他の猟仲間は無縁で連絡していなかった。
5	R2.10.2	愛知県 新城市	許可 (被害防止)	その他 (獲物)	死亡	-	-	×	本人	70	わなの見回りの際に錯誤捕獲したカモシカの逆襲にあった。左大腿部内側にカモシカの角による傷があり、出血性ショックが死因である。
6	R2.10.25	山梨県 南アルプス市	許可 (被害防止)	銃	軽傷	67	41	○	共猟者	65	13名でニホンジカの捕獲のため巻き狩りに出猟。加害者と被害者の2名が別行動した。両名でニホンジカを電気柵まで追い詰め、加害者が発砲しようとした際に、ニホンジカが被害者の方へ動き、とっさに矢先の安全確認が不十分のまま発砲。その銃弾が被害者の頭をかすめ、けがを負わせた。
7	R2.10.26	宮崎県 美郷町	許可 (被害防止)	銃	軽傷	74	24	-	共猟者	72	加害者がわなにかかったインシシに猟銃を発射したところ、弾がわなで跳ね返り、一緒に猟をしていた被害者に左腕にあたった。
8	R2.11.1	静岡県 掛川市	狩猟	銃	重傷	80	40	×	本人	-	5名で銃撃を行っていたが、終了する際に脱包しようとして手を滑らせ、持っていた散弾銃が落下。その衝撃で暴発が発生し、スラッグ弾が発射され、自身の右足太ももを貫通した。
9	R2.11.7	宮城県 丸森町	許可 (個体数調整)	銃	-	70	41	○	-	-	9名のグループでインシシの巻き狩りを実施中、猟犬に追われたインシシを土手の上から散弾銃(スラッグ弾)で3発撃つたところ、その中の1発が町道の舗装面にあたり、その跳弾が現場から200メートル離れた民家のガラスを割って、室内の壁に達した。
10	R2.11.16	徳島県 阿南市	許可 (指定事業)	猟犬	軽傷	76	30	×	他者	70代	加害者を含む9名でニホンジカを対象として、猟犬を使用した銃猟にて指定管理鳥獣捕獲等事業を実施中、猟犬1頭を見失う。その後、被害者宅で猟犬が被害者の飼い犬に噛み付いた(噛まれた犬は11月17日に死亡)。2頭を引き離そうとした被害者が、いずれかの犬に左手親指を噛まれ軽傷を負った。
11	R2.11.23	鹿児島県 瀬戸内町	狩猟	その他 (獲物)	重傷	-	2	×	本人	72	仕掛けたわなを確認する際、掛かっていたインシシが突進してきたため、回避しようとしたところ、崖から転落し、右肩1か所骨折、3か所にひび、あばら骨9〜7か所骨折、背骨2か所にひびと重傷を負った。
12	R2.11.28	新潟県 柏崎市	狩猟	その他 (獲物)	重傷	68	10	×	本人	-	狩猟のために自ら設置したくりわなにかかったインシシを単独で捕獲しようとしたところ、わなが外れ、当該インシシに咬まれ、右手薬指を欠損。
13	R2.11.29	京都府 綾部市	狩猟	銃	中等傷	47	3	-	本人	-	7人で銃猟に入っていた。共猟者がそれぞれ配置につき、当該者も持ち場で銃を構えようとしたところ足下が不安定であったので地面をならそうとして体を動かした。そのときに誤射が発生、銃口を右足の甲の上にあてていたため銃弾が右足中指の先を撃ち抜いたもの。
14	R2.12.17	山口県 萩市	狩猟	その他 (獲物)	軽傷	74	-	○	本人	-	山の斜面に設置していたくりわなに、体長1m程度のインシシがかかっており、被害者が近づいたところ、わなから足が抜け墜ってきた。手で手足を突かれ負傷した。
15	R3.1.2	山梨県 丹波山村	狩猟	銃	重傷	73	29	○	他者	73	地元猟友会のメンバー10数人とシカ等の狩猟を行っていたところ、登山道を歩いていた男性をシカと見間違え、誤射した弾が左手に命中し骨折。
16	R3.1.12	新潟県 柏崎市	許可 (被害防止)	その他 (獲物)	軽傷	78	41	×	本人	-	猟友会員2名、柏崎警察署員2名と柏崎市職員1名でインシシ発見の通報を受け、付近のハトロールを実施した。住宅前の駐車場に潜んでいるとの通行中の運転手から情報を受け、被害者と農政課職員1名が現場へ到着。2人でインシシが駐車場にいることを2〜3m離れた場所から確認したところ、突然墜ってきた。噛まれた本人は、仰向けになり、自力でインシシを左足で払い、遠い払った。※被害者は負傷部を4針縫合。
17	R3.1.16	新潟県 佐渡市	狩猟	転落	死亡	-	29	×	本人	68	令和3年1月15日朝に出猟したが、夜になっても帰せせず連絡も取れなかったため、知人が110番通報した。16日早朝から警察や消防などが捜索したため池の中で沈んで亡くなっているのを発見した。狩猟中に誤ってため池に転落したと思われる(死因は溺死)。
18	R3.2.6	徳島県 三好市	狩猟	滑落	重傷	-	2	×	本人	73	一人で、自宅近くの山中でインシシ及びニホンジカの狩猟中に、高所を歩いていたところ足を滑らせて滑落し、鎖骨及びあばら骨を2〜3本骨折する重傷を負った(命に別状はなし)。
19	R3.2.7	宮城県 白石市	狩猟	その他 (獲物)	重傷	-	-	-	他者	70	巻き狩りグループ17人と猟犬5頭によるインシシの巻き狩りを実施していたところ、猟犬に追われた体長160cm程度のインシシが、突然、雑木林から荒れた畑(耕作放棄地)に飛び出し、勢子として参加した被害者を背後から襲って怪我を負わせた。(襲われた際は、被害者は射手にトランシーバーで指示をしていたところインシシには気づかなかった模様)※被害者は、所持していた猟銃でインシシを打撃して追い払った。
20	R3.2.12	兵庫県 長岡市	狩猟	その他 (獲物)	死亡	-	14	-	本人	79	被害者が同僚(1名)と、狩猟中、洲本市に設置していたくりわなにかかったインシシ(体長1m)を止め刺しようとしたところ、足からワイヤーが外れ、被害者の足首に噛み付いた。その後、インシシは被害者を引きずったまま、付近の水路内を逃走し、わなから約47m離れた水路上で被害者が発見された。インシシはそのまま山中へ逃げた。 同僚が救急車を手配し、搬送先の病院で死亡が確認された。
21	R3.2.14	新潟県 長岡市	狩猟	その他 (獲物)	不明	-	2	×	本人	73	山中で狩猟していたところ、突然、体長約1.5mのインシシに襲われ、右の太もも及び左のふくらはぎをインシシに咬まれ、病院へ搬送された。命に別状なし。
22	R3.3.6	三重県 鳥羽市	狩猟	猟犬	重傷	-	-	-	他者	-	宿泊施設敷地内で、他県から訪れていた5人家族が、敷地に入ってきた猟犬2頭(中型犬)に父親、長女、長男が大腿部、臀部、脇腹等を噛まれ、母親と次男は鞍部より打撲。母親以外の4名は病院に救急搬送され応急処置後、自県に戻り病院で治療を受けた(父親と長女は全治1か月、長男は全治2週間、母親と次男は全治1週間と診断)。2頭の猟犬は市内の海岸においても、鈴鹿市から訪れていた夫婦に襲い掛かり、夫婦は大腿部や臀部を噛まれ、市内のクリニックで応急処置を受けた。
23	R3.3.26	山口県 南門市	狩猟	銃	重傷	-	13	○	本人	47	同行者とインシシ猟を実施中、自分の持ち場に近づいたインシシに発砲。1発目を打ち損じ、射撃位置を変えるため段差を降りようとしたところ、銃が暴発し弾が右足に当たった。

※都道府県からの報告及び報道により環境省が把握しているもの。また、詳細不明(捜査中)のものも除く。 ※「-」は不明、「○」は該当、「×」は非該当を表す。
※重症:3週間以上の入院を必要とするもの。 中等症:入院を必要とするもので重症に至らないもの。

令和2年度 の状況	合計		内訳	
	狩猟	許可	狩猟	許可
死亡	3人	2	1	
重傷	8人	8	0	
中等傷	1人	1	0	
軽傷	6人	1	5	
計	18人	12	6	

【参考】 令和元 年度の 状況	合計		内訳	
	死亡	重傷	中等傷	軽傷
	0人	0人	0人	0人
	3	2	1	1
	1	1	1	1
	1	0	1	1
	5	3	3	2

【参 考】平 成30 年度 の状 況	合計		内訳	
	死亡	重傷	中等傷	軽傷
	6人	4人	4	2
	4	4	4	0
	0	0	0	0
	4	1	3	0
	14人	9	5	4

【参 考】平 成29 年度 の状 況	合計		内訳	
	死亡	重傷	中等傷	軽傷
	8人	5	3	2
	5人	3	2	0
	1人	1	0	0
	4人	4	4	0
	18人	13	5	8

平成31年度 狩猟等に伴う事故の状況(令和2年3月31日時点)

No.	日時	場所	狩猟/許可 (個体数調整)	原因 猟具等	傷害 の程度	加害者			被害者		事故概要
						年齢	経験 年数	実施 隊員	共 猟者 /他者 /本人	年齢	
1	H31.4.29	山形県 東根市	許可	その他 (猟犬)	軽傷	72	-	○	他者	-	ツキノワグマの春季捕獲作業を17名で実施中、連れていた猟犬が、山菜採りに来ていた二名の女性のうち一名に対して、太ももを噛んでしまった。
2	R1.7.20	兵庫県	許可	銃器	-	67	-	×	-	-	住居集合地域内において有害鳥獣駆除活動中に散弾銃を使用して散弾1発を建物に到達させた。
3	R1.9.2	愛媛県 四国中央市	許可	その他 (獲物)	重傷	79	-	×	本人	-	くくりわなの見回り中、イノシシに複数箇所を噛まれ負傷。くくりわなのワイヤーが切れていた状態であった。本人が救護を求め、駆けつけた者が救急搬送を要請、ドクターヘリで病院へ搬送された。
4	R1.10.26	北海道白糠郡	許可(被害 防止)	銃	軽傷	62	4	○	他者	62	国有林内で有害捕獲のため、自己所有の軽自動車で探索中にエゾシカを目撃したため、車内で散弾銃に弾を込めようとしたところ銃が暴発。発射された弾丸が同乗していた被害者の太ももをかすめ、10針を縫うけがを負わせた。
5	R1.11.20	徳島県 美馬市	-	銃器	-	-	-	-	-	-	11月20日、美馬警察署(徳島県美馬市脇町字拝原)内にて、猟銃の所持許可更新手続き中にライフル型エアガンが暴発し鉛弾1発が壁に当たった。死傷者等はいない。
6	R1.11.27	愛媛県 砥部町	狩猟	その他 (獲物)	重傷	-	-	-	本人	-	3人でくくりわなに掛かったイノシシを止めさし中に、ワイヤー(4mm)が切断し、襲われた。右足、左足、頭部を咬まれ負傷。発生場所は特定猟具使用禁止区域(銃)に含まれ、止めさしをした猟具について確認中。警察が事故捜査中。
7	R2.1.3	高知県 香美市	狩猟	(滑落)	死亡	-	-	-	本人	59	1日8時頃出猟したが、2日になっても帰ってこないため、2日午前7時に家族から捜索依頼が出される。3日12時16分ごろ香美市物部町別府の物谷川(コウタニ橋の北東100m)で死亡しているところを発見。滑落し、右側頭部を打ち、意識朦朧としたまま溺死したと思われる。
8	R2.1.25	熊本県 熊本市	狩猟	銃器	死亡	-	-	-	本人	64	1月25日午前8時55分頃、上記発生場所で血を流して倒れているのを通行人が発見し、110番通報した。発見時には死亡しており、近くに本人所有の猟銃(散弾銃)一丁と空の薬きょう1個が落ちていた。氏は、24日夜「猟に行く」と家族に告げ、25日早朝外出。上記発生場所付近には本人所有の軽トラックがとめてあった。捜査の結果、暴発事故と確定。
9	R2.2.11	山形県 舟形町	狩猟	銃器	死亡	-	-	-	本人	55	自己所有の猟銃の暴発により死亡した。自分の車両に戻る際に、杉の倒木を超えようとしてバランスを崩し、銃の暴発に至った。
10	R2.2.15	千葉県 勝浦市	狩猟	わな	重傷	66	40	×	他者	64	(1)捕獲許可、狩猟者登録のいずれも取得していない加害者がゴルフ場付近の林道にくくりわなを設置 (2)被害者は当該林道の倒木除去を行っていたところ、誤ってくくりわなを作動させてしまい、左目を負傷 事故の原因:狩猟者登録(わな猟)無しでの、且つわな設置箇所の確認不足での狩猟、標識等の不設置
11	R2.3.15	群馬県 長野原町	許可	その他	中等 傷	-	-	-	本人	45	有害駆除にて仕留めたシカをバギーに繋いで谷から引き上げようとした際に転覆、10mほど斜面を転がり落ちた。現場に居合わせたほかの駆除隊員がすぐに警察・救急に連絡→ドクターヘリで佐久医療センターへ搬送。

※都道府県からの報告及び報道により環境省が把握しているもの。また、詳細不明(捜査中)のものは除く。
※重症:3週間以上の入院を必要とするもの。 中等症:入院を必要とするもので重症に至らないもの。 軽症:入院を必要としないもの。

※「-」は不明、「○」は該当、「×」は非該当を表す。

令和元年度の 状況	合計		内訳	
	死亡	3人	狩猟	許可
死亡	3人	3		
重傷	3人	2	1	
中等傷	1人		1	
軽傷	2人		1	
計	8人	5	3	

【参考】 平成30 年度の 状況	合計		内訳	
	死亡	6人	狩猟	許可
死亡	6人	4	2	
重傷	4人	4	0	
中等傷	0人	0	0	
軽傷	4人	1	3	
計	14人	9	5	

【参考】 平成29 年度の 状況	合計		内訳	
	死亡	8人	狩猟	許可
死亡	8人	5	3	
重傷	5人	3	2	
中等傷	1人	1	0	
軽傷	4人	4	0	
計	18	13	5	

【参考】 平成28 年度の 状況	合計		内訳		
	死亡	4人	狩猟	許可	指定
死亡	4人	2	2	0	
重傷	4人	4	0	0	
中等傷	3人	3	0	0	
軽傷	5人	2	2	1	
計	16人	11	4	1	

平成30年度 狩猟等に伴う事故の状況(平成31年3月末時点)

別紙1

No.	日時	場所	狩猟/許可 (個体数調整)	原因 猟具等	傷害の 程度	加害者			被害者		事故概要
						年齢	経験 年数	実施 隊員	共猟者 /他者 /本人	年齢	
1	H30.4.21	山形県 西川町	許可 (個体数調整)	その他 (獲物)	軽傷	58	2	○	本人	-	6人のグループで捕獲活動を行っており、標的であるクマから約50メートル離れた位置からクマに向けて発砲し、命中した。当該クマを確認するために近づいたところ、致命傷にいたっておらず突然襲われた。その後、当該クマは別の隊員が駆除した。
2	H30.5.2	熊本県 玉名市	許可 (被害防止)	銃	軽傷	76	-	○	他者	33	イノシシが出没し実施隊員3名で追い払いを行った。その際、追い立てられたイノシシの先に移動した捕獲隊員が発砲し、その跳弾と思われる金属片が実施隊員一名の額左側に被弾した。
3	H30.6.14	千葉県 鴨川市	許可 (個体数調整)	銃	死亡	67	9	×	他者	79	有害鳥獣の捕獲許可を持っている加害者がサルの駆除を行うため、実包を発砲。矢先の安全確認義務を怠ったことにより被害者の頭部に被弾した。
4	H30.7.12	岡山県 美作市	許可 (被害防止)	銃	軽傷	41	1	○	本人	-	銃で撃ったニホンジカを始末するため近づいたところ、ニホンジカが暴れて法面を駆け落ちたため、追いかけて押さえ込みナイフでと止めさしする最中、自分の鼻を刺傷した。
5	H30.11.15	愛媛県四 国中央市	狩猟	銃	物損	-	-	-	-	-	川でカモの狩猟中、矢先の確認を怠ったため発射した散弾が対岸に駐車していたトラックの窓ガラスを貫通し、窓ガラスが破損した。
6	H30.11.20	北海道 恵庭市	狩猟	銃	死亡	49	-	-	他者	38	エゾシカ猟を行っていた加害者が、林道上で風倒木処理を行っていた被害者をエゾシカと誤認し発砲し、被害者に被弾した。
7	H30.11.25	静岡県 掛川市	狩猟	銃	重傷	68	26	-	本人	-	単独でイノシシ猟を行っていたところ、転倒した際に持っていた銃が暴発し、左足首を負傷した。
8	H30.12.13	高知県 室戸市	狩猟	わな	死亡	75	-	×	本人	-	わなの見回りを行ったところ、イノシシに襲われた模様。獣に襲われたであろう外傷がある。死因は外傷性ショックまたは出血多量とおもわれる。
9	H30.12.16	茨城県 笠間市	狩猟	銃	-	46	4	×	共猟者	70	共猟者とともにカモを狩猟中、矢先の安全を確認せずに散弾銃を発射し、共猟者の右足複数箇所被弾。
10	H30.12.16	群馬県 沼田市	狩猟	その他 (滑落)	重傷	51	-	-	本人	-	6人で狩猟(巻き狩り)に入り、1人で行動していたところ、斜面で足を滑らせて、100メートルほど滑落。発見した共猟者が通報し、防災ヘリおよびドクターヘリで病院に搬送された。
11	H31.1.3	岐阜県 下呂市	許可 (個体数調整)	銃	死亡	65	3	○	共猟者	71	捕獲活動を終えた加害者が散弾銃の弾抜き作業を行っていたところ銃が暴発し、近くにいた被害者の腰に被弾した。
12	H31.1.15	千葉県 南房総市	狩猟	銃	-	68	40	×	本人	-	単独で猟に出かけ、肩にかけた散弾銃を外そうとした際に誤って発砲、左足に被弾し負傷した。
13	H31.1.19	宮城県 児湯郡	狩猟	銃	軽傷	71	52	○	他者	22	3名で狩猟中に加害者がタヌキにむけて発砲した弾丸(散弾)の一部が人家に到達し、当該人家住人の被害者の左上腕部を貫通した。
14	H31.1.20	山梨県 山梨市	狩猟	その他	死亡	59	-	○	本人	-	共猟者3人とともに巻き狩りを行っていたところ、イノシシに襲われ負傷。救急車で搬送されたが病院で死亡。
15	H31.1.23	宮城県 本吉郡	狩猟	銃	物損	64	-	-	-	-	キジ猟を行っている際に公道上から散弾銃を発砲、自動車に当たり窓ガラスが破損。
16	H31.2.2	熊本県 芦北町	狩猟	銃	重傷	68	42	×	共猟者	52	山林に入り5人でイノシシ猟を行っている際、被害者が犬2頭を連れて加害者の前に出たところ、加害者がイノシシと間違えて散弾銃を発砲。弾は被害者の右腕部、右肩部を貫通。被害者はドクターヘリにより病院へ搬送された。
17	H31.2.3	群馬県 みどり市	狩猟	その他 (滑落)	-	39	-	-	本人	-	9人で狩猟(巻き狩り)に入り、勢子からの合図を受けて急坂を登坂中に転倒し、40メートルほど滑落。仲間が119番通報し、防災ヘリ(栃木県)にて病院へ搬送された。
18	H31.2.10	長野県 中野市	狩猟	銃	重傷	69	33	×	共猟者	53	巻き狩りによる狩猟中、飛び出してきたニホンジカに加害者が発砲したところ、弾が跳弾し被害者の腹部を貫通した。
19	H31.2.26	山梨県 富士川町	狩猟	その他 (滑落)	死亡	75	-	-	本人	-	わなを仕掛けるため山に入り、崖から40~50m下へ転落した。死因は低体温症の疑い。

※都道府県からの報告及び報道により環境省が把握しているもの。また、詳細不明(捜査中)のものは除く。
※重症:3週間以上の入院を必要とするもの。 中等症:入院を必要とするもので重症に至らないもの。 軽症:入院を必要としないもの。

※「-」は不明、「○」は該当、「×」は非該当を表す。

平成30年度 の状況	合計		内訳	
	死亡	6人	狩猟	許可
死亡	6人	4	2	
重傷	4人	4	0	
中等傷	0人	0	0	
軽傷	4人	1	3	
計	14人	9	5	

※ほか傷害の程度不明3人

【参考】 平成29 年度の 状況	合計		内訳	
	死亡	8人	狩猟	許可
死亡	8人	5	3	
重傷	5人	3	2	
中等傷	1人	1	0	
軽傷	4人	4	0	
計	18人	13	5	

【参考】 平成28 年度の 状況	合計		内訳		
	死亡	4人	狩猟	許可	指定
死亡	4人	2	2	0	0
重傷	4人	4	0	0	0
中等傷	3人	3	0	0	0
軽傷	5人	2	2	1	1
計	16人	11	4	1	1

【参考】 平成27 年度の 状況	合計		内訳	
	死亡	1人	狩猟	許可
死亡	1人	0	1	
重傷	5人	2	3	
軽傷	3人	2	1	
計	9人	4	5	

平成29年度 狩猟等に伴う事故の状況(平成30年3月末時点)

No.	日時	場所	狩猟/許可 (被害防止)	原因 猟具等	傷害の 程度	加害者			被害者		事故概要
						年齢	経験 年数	実施 隊員	共猟者 /他者 /本人	年齢	
1	H29.5.2	宮崎県延岡市	許可 (被害防止)	わな	重傷	67	-	×	本人	-	くくりワナにイノシシが掛かっており、突然ワイヤーが切れてイノシシが近づいてきた。とっさに抵抗したが、牙で突かれるなどして左胸及び左手首、左ふくらはぎに切創、両手首に咬創を負った。
2	H29.6.10	島根県出雲市	許可 (個体数調整)	銃	重傷	78	30以上	○	共猟者	80	複数でニホンジカ駆除活動中、加害者がシカに向けて発射した散弾銃の弾と一緒に作業していた被害者の右腕に当たった。
3	H29.10.2	岩手県花巻市	許可 (被害防止)	銃	死亡	79	38	○	本人	-	有害鳥獣捕獲に従事していたところ、銃が暴発して左胸を貫通し、出血性ショックにより死亡した。
4	H29.11.1	山形県南陽市	狩猟	銃	重傷	79	48	○	本人	-	カモ猟を行っていたところ、発射後態勢を崩し、態勢を戻そうと銃を使ってしまい、その際引き金に指がかかって弾を発射してしまった。弾は自身の右足指付近に命中し、人差し指を損傷した。
5	H29.11.15	群馬県吾妻郡	狩猟	わな	中等傷	71	-	○	本人	-	くくりわなを仕掛け、見回りをしたところ、カモシカが錯誤捕獲されていた。脚立を盾に放獣しようとしたところ、左足首を角で刺されて、3日間の入院となった。
6	H29.11.30	山形県長井市	狩猟	その他 (獲物)	重傷	68	-	○	本人	-	ツキノワグマの狩猟中、突然木の陰から出現したツキノワグマ1頭に襲われ受傷した。クマに顔面や左足をかまれ、ドクターヘリで病院に搬送された。
7	H29.12.3	埼玉県秩父市	狩猟	その他 (滑落)	死亡	67	-	×	本人	-	何らかの原因で滑落し、頭部を打ったとみられる。周辺は約70mの崖に囲まれた谷底であった。
8	H29.12.23	宮崎県延岡市	狩猟	銃	死亡	69	-	×	本人	-	被災者は、散弾銃(上下2連)を持って、共猟者と山中に入ったが、3人それぞれ分かれた後、1発の銃声が鳴った。その後、被災者と連絡が取れなくなったため、共猟者が付近の山中を探していたところ、頭部を負傷して倒れている被災者を発見した。何らかの理由で被災者の銃弾1発が発射され、被災者に命中したと考えられる。現場は傾斜45度の斜面であった。
9	H29.12.30	熊本県球磨郡	許可 (被害防止)	その他 (滑落)	死亡	68	-	×	本人	-	猟犬がわなのようなものにかかったため、助けようと斜面を登っていたところ、数十メートル下に落下。
10	H30.1.2	群馬県吾妻郡	狩猟	わな	軽傷	77	-	○	本人	-	くくりわなを仕掛け、見回りをしたところ、カモシカが錯誤捕獲されていた。放獣するためロープで固定し、わな及びロープを外したところ、逃げずに向かってきて、左腓腹を角で刺された。
11	H30.1.26	山形県鶴岡市	狩猟	その他 (低体温症)	死亡	74	-	○	本人	-	1人でカモ猟に出猟したが帰宅しないため、警察が捜索したが当日は発見できず。翌日河川敷地内で、倒れている被害者を警察が発見し、死亡を確認。検死の結果、低体温症と判定された。
12	H30.2.10	鹿児島県霧島市	狩猟	その他	死亡	69	38	×	本人	-	猟銃を所持して山中で倒れているところを近隣住民が発見。病院へ搬送されるも同日死亡。
13	H30.2.10	長野県上伊那郡	許可 (被害防止)	その他 (滑落)	死亡	68	-	○	本人	-	13人でイノシシの有害鳥獣捕獲従事中、凍結した山中斜面で足を滑らせ約200メートル下に滑落し死亡。
14	H30.2.11	奈良県五條市	狩猟	その他 (滑落)	死亡	69	39	×	本人	-	山中で共猟中に足を滑らせ約5m下の川に滑落。
15	H30.3.14	鹿児島県始良市	狩猟	その他 (獲物)	軽傷	68	37	×	他者	75	銃猟の際に傷ついたイノシシが猟犬に追われ、人家周辺に逃げ込み、女性がイノシシに遭遇し、驚いて転倒・骨折した。イノシシはその場で死亡した。
16	H30.3.18	徳島県徳島市	狩猟	その他 (猟犬)	重傷(1) 軽傷(2)	77	40	×	他者(3)	8~12	加害者を含めた6名でイノシシを対象として猟犬を使用した銃猟を行っていたところ、猟犬を放した後、猟犬を見失った。約1時間半後、被害者宅で猟犬が被害者3姉妹に次々にかみついた。

※都道府県からの報告及び報道により環境省が把握しているもの。また、詳細不明(捜査中)のものは除く。 ※「-」は不明、「○」は該当、「×」は非該当を表す。
 ※重症:3週間以上の入院を必要とするもの。 中等症:入院を必要とするもので重症に至らないもの。 軽症:入院を必要としないもの。

平成29年度の状況	合計		内訳	
	死亡	重傷	狩猟	許可
			8人	5
	重傷	5人	3	2
	中等傷	1人	1	0
	軽傷	4人	4	0
	計	18人	13	5

【参考】平成28年度の状況	合計		内訳			
	死亡	重傷	狩猟	許可	指定	
			4人	2	2	0
			4人	4	0	0
			3人	3	0	0
	軽傷	5人	2	2	1	
	計	16人	11	4	1	

【参考】平成27年度の状況	合計		内訳		
	死亡	重傷	狩猟	許可	
			1人	0	1
			5人	2	3
			3人	2	1
	計	9人	4	5	

【参考】平成26年度の状況	合計		内訳		
	死亡	重傷	狩猟	許可	
			4人	2	2
			6人	6	0
			2人	0	2
	計	12人	8	4	

平成28年度 狩猟等に伴う事故の状況(平成29年3月末時点)

No.	日時	場所	狩猟/許可 (被害防止)	原因 猟具等	傷害 の程度	加害者			被害者		事故概要
						年齢	経験 年数	実施 隊員	共猟者 /他者 /本人	年齢	
1	H28.5.6	大分県豊後大野市	許可 (被害防止)	銃	死亡	73	-	×	本人	-	単独でライフル銃を用いた忍び猟による有害鳥獣捕獲に出かけたものの、夜になっても帰宅しないため、捜索したところ、翌朝林道から約5mのところで見つかり、足を滑らせ射撃したものが左太ももを貫通し、出血したものと推定。
2	H28.7.3	宮崎県国富町	許可 (被害防止)	銃	軽傷	74	12	○	共猟者	66	15名で駆除活動中、加害者がシカに向けて撃った弾のうち、2発(6粒弾)が被害者の右の手のひらを貫通。全治1～2週間程度との怪我と診断。
3	H28.8.23	長野県塩尻市	許可 (個体数調整)	その他 (転落)	死亡	68	-	×	本人	-	単独でニホンザルの駆除(個体数調整)を実施していた際に、コンクリート壁(高さ15m)の上部付近を通過中、誤って下方道路に転落し、頸髄を損傷して死亡するに至ったと推測される。
4	H28.11.15	滋賀県野洲市	狩猟	銃	重傷	67	-	×	本人	-	カモ猟のため、右肩に銃口を下に向けてかかっていた。銃を構えようとした際に、引き金に指がかかったために誤って暴発し、自分の右足くるぶし周辺に被弾。救急車で搬送された。
5	H28.11.17	香川県三豊市	狩猟	その他 (猟犬)	中等傷 軽症	65	37	○	他者	55 5	イノシシ猟中に放った猟犬4頭のうち2頭が、幼稚園の園庭に迷い込み、園長及び園児を襲った。
6	H28.11.19	岩手県遠野市	狩猟	銃	死亡	64	44	×	共猟者	37	被害者及び加害者2名でニホンジカを捕らえた後、加害者が座席後部の荷台にライフル銃を置いたところ暴発し、銃弾が車体を貫通し助手席にいた被害者の背中に当たった。
7	H28.11.20	岩手県宮古市	狩猟	その他 (獲物)	重傷	61	-	○	本人	-	シカ猟中にクマに遭遇。襲われて怪我を負った。
8	H28.11.20	長崎県長崎市	-	わな	軽傷	81	免許 不所持	×	本人	-	自己農地脇の山林内に設置したくりわなにかかったイノシシを止め刺ししようとしたところ、転倒し、さらにイノシシに噛まれた。※当人は狩猟免許不所持。また止め刺し作業が困難な場所にわなを設置。
9	H28.11.23	香川県丸亀市	狩猟	わな	中等傷	61	7	○	本人	-	くりわなで捕獲したイノシシの止めさししようとしたところ突進され、イノシシの牙で左足を負傷した。
10	H28.12.11	兵庫県佐用町	狩猟	銃	死亡	69	-	×	他者	26	別グループにて猟犬を捜索していた被害者を、加害者が誤射。
11	H28.12.18	静岡県伊豆市	狩猟	その他 (猟犬)	重傷	73	37	×	他者	3	施設周辺でグループで狩猟をしていた加害者の所有する猟犬(紀州犬)がイベント会場へ侵入し、イベントに来場していた女児の顔、耳や肩などを噛んだ。
12	H28.12.26	愛知県岡崎市	狩猟	わな	軽傷	72	-	×	本人	-	被害者が設置したくりわなにかかったイノシシが暴れてワイヤーを引きちぎった後、被害者を牙でつき、被害者は負傷した。
13	H29.1.3	愛媛県上島町	狩猟	銃	軽傷	41	12	×	共猟者	53	イノシシ猟中に矢先の不確認により、被害者の右ひざを誤射。
14	H29.1.21	鹿児島県屋久島町	狩猟	銃	重傷	80	40	×	共猟者	65	山中にて共猟中に、獲物と誤認して共猟者に発砲。
15	H29.1.29	静岡県沼津市	指定事業	その他 (獲物)	軽傷	75	35	×	他者	74	被害者はわな猟で見回りから帰る途中、突然斜め後ろから来たイノシシに両足を噛みつかれ転倒。当該イノシシは県の指定管理鳥獣捕獲等事業(猟犬を使用しての巻狩りによるシカの捕獲)により追い出されたと思われる。
16	H29.2.15	千葉県いすみ市	狩猟	銃	中等傷	68	14	×	他者	73	加害者が発生場所付近の田んぼ土手下から鳥類を狙って散弾銃で発砲。散弾3発が発砲先の道路にいた被害者に着弾。

※都道府県からの報告及び報道により環境省が把握しているもの。また、詳細不明(捜査中)のものは除く。 ※「-」は不明、「○」は該当、「×」は非該当を表す。
 ※重症:3週間以上の入院を必要とするもの。 中等症:入院を必要とするもので重症に至らないもの。 軽症:入院を必要としないもの。

平成28年度 の状況	合計		内訳		
	死亡	重傷	狩猟	許可	指定
死亡	4人	2	2	2	0
重傷	4人	4	0	0	0
中等傷	3人	3	0	0	0
軽傷	5人	2	2	2	1
計	16人	11	4	4	1

【参考】 平成27 年度の 状況	合計		内訳	
	死亡	重傷	狩猟	許可
死亡	1人	0	0	1
重傷	5人	2	3	3
軽傷	3人	2	1	1
計	9人	4	4	5

【参考】 平成26 年度の 状況	合計		内訳	
	死亡	重傷	狩猟	許可
死亡	4人	2	2	2
重傷	6人	6	0	0
軽傷	2人	0	2	2
計	12人	8	4	4

【参考】 平成25 年度の 状況	合計		内訳		
	死亡	重傷	狩猟	許可	不明
死亡	5人	3	2	2	0
重傷	10人	8	2	0	0
軽傷	7人	1	5	1	1
計	22人	12	9	1	1

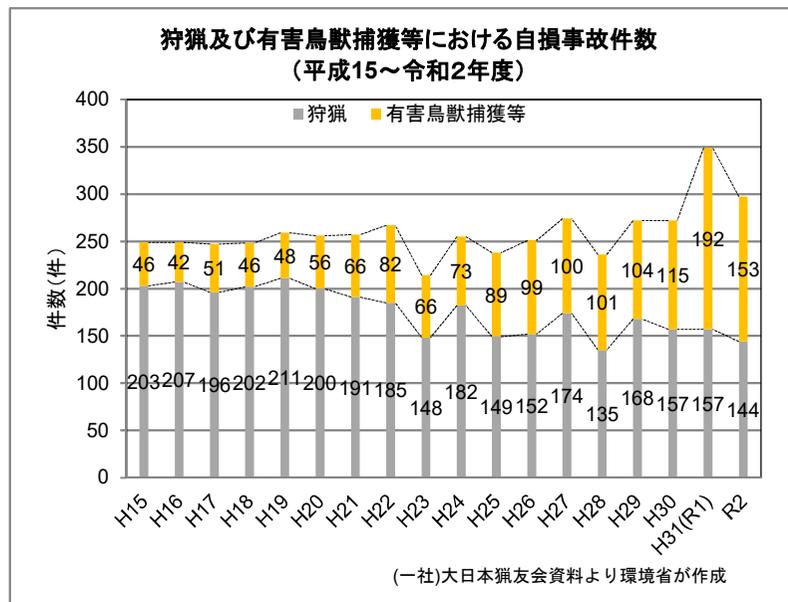
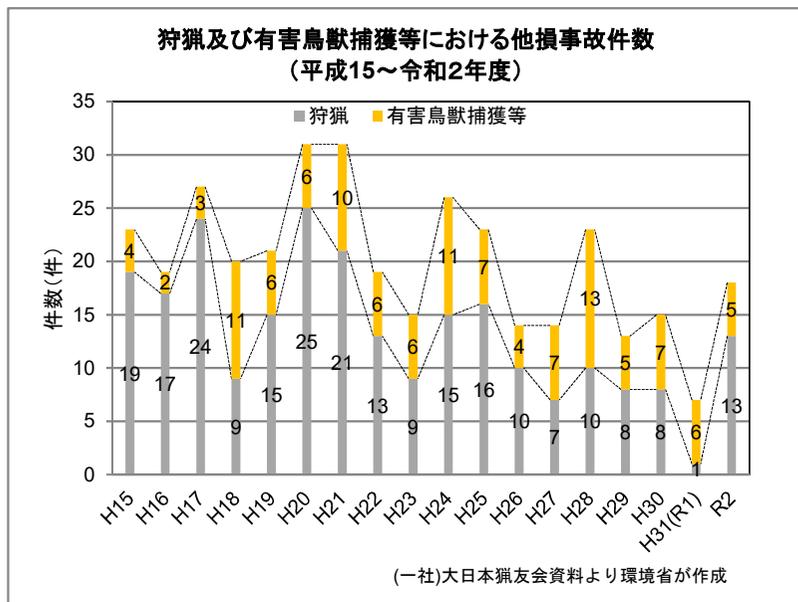
狩猟等に伴う自損事故及び他損事故の件数(過去5年)

別紙2

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度
他損	16	23	13	15	7	19
自損	277	236	286	272	349	301
合計	293	259	299	287	356	320

(一社)大日本猟友会資料より環境省が作成

狩猟及び有害鳥獣捕獲等における事故件数の推移

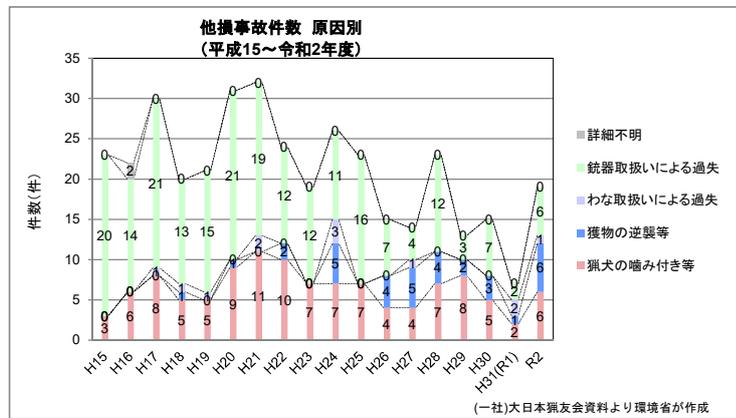
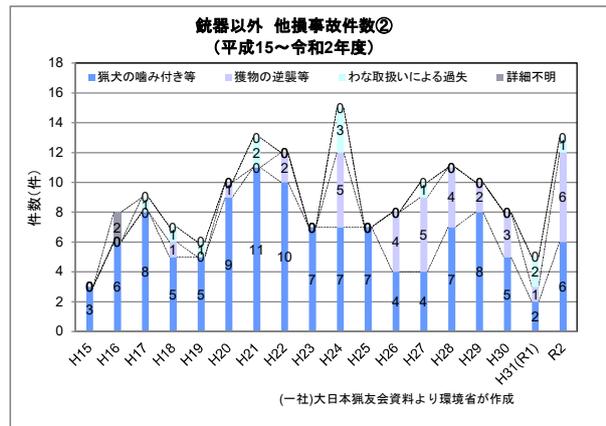
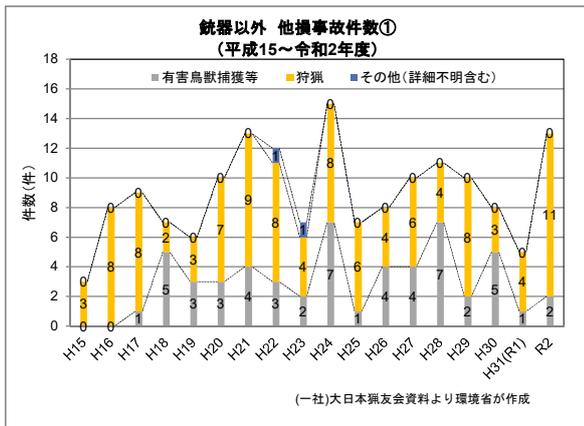
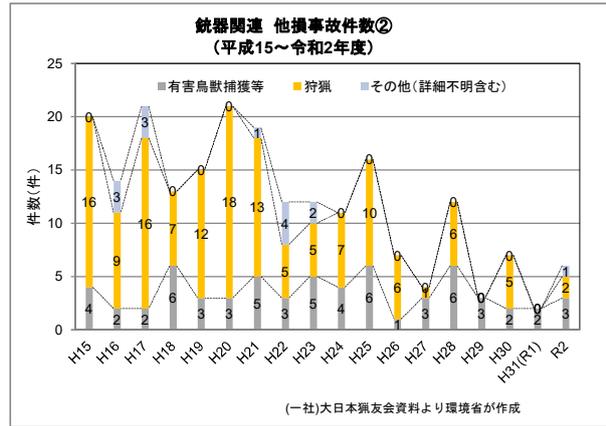
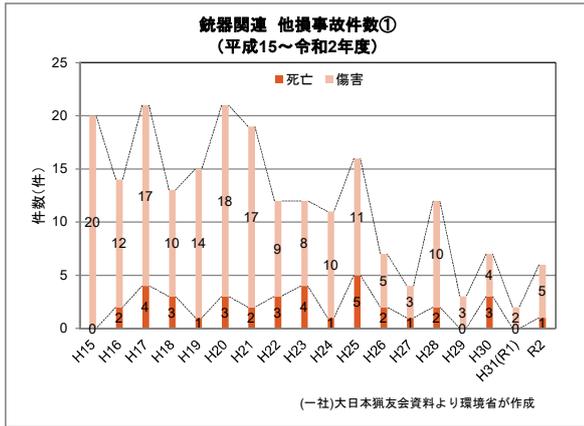


他損事故 (件)	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
狩猟	19	17	24	9	15	25	21	13	9	15	16	10	7	10	8	8	1	13
有害鳥獣捕獲等	4	2	3	11	6	6	10	6	6	11	7	4	7	13	5	7	6	5
計	23	19	27	20	21	31	31	19	15	26	23	14	14	23	13	15	7	19

自損事故 (件)	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
狩猟	203	207	196	202	211	200	191	185	148	182	149	152	174	135	168	157	157	144
有害鳥獣捕獲等	46	42	51	46	48	56	66	82	66	73	89	99	100	101	104	115	192	153
計	249	249	247	248	259	256	257	267	214	255	238	251	274	236	272	272	349	301

※事故件数は、(一社)大日本猟友会の「狩猟事故共済」における事故件数
 ※有害鳥獣捕獲等は、鳥獣保護管理法第9条第0項の許可を受けて行う鳥獣の捕獲等を指す
 ※令和2年度の合計値には、射撃場や移動中における事故を含む

狩猟及び有害鳥獣捕獲等における他損事故の内訳



※事故件数は、(一社)大日本猟友会の「狩猟事故共済」における事故件数
 ※有害鳥獣捕獲等は、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けて行う鳥獣の捕獲等を指す